

国立大学法人に対する会計 監査人の監査に係る報告書

平成16年3月29日

(平成27年3月10日改訂)

国立大学法人会計基準等検討会議

目 次

はじめに（国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の設定について）
国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について

国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書

第1章 国立大学法人等に対する会計監査人の監査（基本的な考え方）

第1節 会計監査人の監査の導入目的

第2節 会計監査人の監査の位置付け

第3節 会計監査人の監査における法規準拠性の考え方

第4節 リスク・アプローチに基づく監査の実施

第5節 会計監査人の監査における重要性の判断

第6節 会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点

第7節 会計監査契約

第2章 監査の前提条件

第1節 内部統制

第2節 二重責任の原則

第3節 監査日程の十分な確保

第3章 連結財務諸表監査

第4章 会計監査人の独立性

第1節 被監査国立大学法人等に対する独立性について

第2節 被監査国立大学法人等の文部科学大臣及び国立大学法人評価委員会に対する独立性の問題について

第3節 被監査国立大学法人等の文部科学大臣及び国立大学法人評価委員会との関係について

第4節 監査責任者の交替について

第5章 会計監査人の地位（職務、権限、義務、責任）

第1節 会計監査人の職務

第2節 会計監査人の権限

第3節 会計監査人の義務

第4節 会計監査人の責任

第6章 国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準

第1節 基本的な考え方

第2節 監査の目的

第3節 一般基準

第4節 実施基準

第5節 報告基準

はじめに

(国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の設定について)

平成16年3月29日

国立大学法人会計基準等検討会議

1 国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書に係る検討の経緯

国立大学法人会計基準等検討会議（以下、「検討会議」という。）は、平成14年3月文部科学省大臣官房長の委嘱を受けた会計、財政等の学識経験者によって構成され、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下、「国立大学法人等」という。）にふさわしい会計基準の細目について専門的見地から検討を重ね、その成果を平成15年3月に『「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」』として公表した。

その後、検討会議は、国立大学法人等の財務諸表の信頼性を担保するためには、その作成基準である会計基準とともに、会計監査の規範となる監査の基準が重要なインフラストラクチャーであるという認識の下、平成15年9月より、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準に関する総合的な検討を重ねてきたところであり、その議論の成果を「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下「報告書」という。）として取りまとめた。

2 報告書の内容と取扱い

報告書は、企業会計の監査基準（平成14年1月25日全面改訂）及び独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書（平成13年3月7日 独立行政法人会計基準研究会 平成15年7月4日改訂 独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 公企業会計小委員会）を参考としつつ、国立大学法人等の特性を踏まえてとりまとめたものであり、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準とそれ以外の部分から成っている。

前者の会計監査人の監査の基準について、検討会議は、会計監査人が国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。）第39条に定める監査を行うに当たって、現段階において最も適切な基準と考えており、会計監査人が国立大学法人等との間で会計監査契約を締結する際に、当該契約に盛り込まれることが望ましいと考えている。

後者の報告書の監査の基準以外の部分については、検討会議において、当該基準を検討するに当たって国立大学法人等の公共的性格及びその教育研究の特性に配慮しつつ議論した事項を記述したものであり、監査の基準を解釈するに当たっての指針となるべきものである。

3 今後の取扱いについて

国立大学法人等は平成16年4月以降に設立されるものであり、国立大学法人等に対する会計監査人の監査に関する理論及び実務は、今後より一層の進展が期待されるところ

ろである。

また、監査基準は、本来、監査慣行の形成・蓄積に基づき確立されるものである。企業に対する会計監査においては、監査基準は企業会計審議会が設定し、その後、監査慣行等の成熟に伴い、日本公認会計士協会が、公正な監査慣行の確立を図る自主的な機関として、会員に対し遵守すべき具体的な指針を示す役割を担うこととされたところである。

こうした企業会計の発展の経緯を踏まえ、検討会議は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査（その具体的な指針等も含む。）に係る検討については、今後は、日本公認会計士協会が関係者と協議の上、適切に、かつ、継続して行っていくことが必要と考える。

国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について

平成24年3月29日
国立大学法人会計基準等検討会議

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）に対する会計監査人の監査の基準は、国立大学法人会計基準等検討会議（以下「検討会議」という。）において、平成16年3月に「国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下「国立大学法人の監査基準」という。）として取りまとめた。

その後、企業会計審議会等の定める監査の基準（以下「企業会計の監査の基準」という。）においては、平成22年3月26日に、国際監査基準（ISA）における明瞭性プロジェクト（すべての基準を必須手続とそれ以外の手續に明確に区分することなどを内容とする）への対応として、監査報告書の記載区分及び追記情報などに係る報告基準の抜本的な改訂が行われたところであり、この企業会計の監査の基準の改訂を踏まえ、現行の国立大学法人の監査基準における改訂の要否及び改訂が必要とされる内容について、取りまとめを行ったので報告するものである。

1 国立大学法人の監査基準の改訂内容

国立大学法人の監査基準は、企業会計の監査の基準及び独立行政法人会計基準に対する会計監査人の監査にかかる報告書（以下「独立行政法人の監査基準」）を参考としているところであり、今般、上記の国際会計基準における明瞭性プロジェクトへの対応として、独立行政法人の監査基準の改訂を受けたものである。

具体的には、まず、企業会計の監査の基準において、監査人の報告責任が「財務諸表に対する意見」と「それ以外の書類に対する報告」に区分することとされたことを踏まえ、改訂後の国立大学法人の監査基準では、従来、区分していなかった財務諸表等に対する監査結果（利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、決算報告書及び事業報告書に対する意見）を、その性質に応じて、「財務諸表に対する監査意見」、「法令等が要求する利益処分案及び決算報告書に対する意見」及び「事業報告書に対する報告」の3つに区分して表明することとした。これにより、企業会計の監査の基準と同様、財務諸表に対する監査意見と国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法が要求する意見等との相違を明確にすることが可能になった。

この他、監査報告書の記載区分において、国立大学法人等の長や会計監査人の責任を区分して明記すること、追記情報について強調事項と説明事項を区分して記載すること等の改訂を行い、監査報告書の明瞭性を担保することとした。

なお、今般の企業会計の監査の基準の改訂において、その財務諸表に対する監査意見の表明内容について、経営者が採用する財務報告の枠組みにより、無限定適正意見の表明が可能である「適正表示の枠組み」と単に適用される財務報告の枠組みに準拠して作

成されている旨意見表明される「準拠性の枠組み」に区分することが求められている。この点、国立大学法人会計基準及び同注解においては、「その他国立大学法人等の状況を適切に開示するために必要な会計情報を注記しなければならない。」（同会計基準第77第1項）と規定されており、「適正表示の枠組み」の該当要件を満たしていると考えられる。

2 今後の課題

国立大学法人等に対する会計監査人の監査に係る検討が、その具体的な指針等も含め、今後、日本公認会計士協会が関係者と協議の上、適切に、かつ、継続して行われることが必要と考える。

国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について

平成27年3月10日
国立大学法人会計基準等検討会議

1 国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の経緯

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）に対する会計監査人の監査の基準は、企業会計審議会等の定める監査の基準（以下「企業会計の監査基準」という。）及び独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書（以下「独立行政法人の監査基準」）を参考としつつ、国立大学法人等の特性を踏まえて検討を行い、国立大学法人に対する会計監査人の監査に係る報告書（以下「国立大学法人の監査基準」という。）として取りまとめ、その後、平成24年3月において、国際監査基準（ISA）における明瞭性プロジェクトへの対応に係る改訂を行った。

今回、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「閣議決定」という。）において、法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入として、会計監査人の調査権限等を明確化し、会計監査の指針を見直すこととされた。また、この閣議決定を踏まえた「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年 法律第66号）（以下「改正通則法」という。）が、平成27年4月から施行されることとなった。これを受けて、総務省に設置されている独立行政法人会計基準研究会及び財務省に設置されている財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に設置された共同ワーキング・チームにおいて、独立行政法人の監査基準が改訂されたところである。

以上を踏まえ、現行の国立大学法人の監査基準について、改訂の要否及び改訂が必要とされる内容について、取りまとめを行ったので報告するものである。

2 国立大学法人の監査基準の改訂内容

閣議決定では、「法人の内外から業務運営を改善する仕組みを導入」することとして、「監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化」を求めており、これを受けた改正通則法では、従来規定されていなかった会計監査人の子法人に対する調査権、役員の不正行為等に関する監事への報告義務及び会計監査人の損害賠償責任等の規定が新たに設けられ、独立行政法人の監査基準にも反映された。国立大学法人法第35条において通則法を準用している国立大学法人においても、上記内容について監査基準を改訂した。また、改正通則法第38条の準用に伴い、従来三つに区分して表明することとされていた財務諸表等に対する監査結果を、「財務諸表に対する監査意見」及び「法令等が要求する利益処分案、事業報告書及び決算報告書に対する報告」の二つに区分して表明することとした。

併せて、平成24年の国立大学法人の監査基準の改訂において、現行の企業会計の監査基準とは表現、規定が異なる部分があったため、今回、整合させるための修正も併せ

て行った。

3 今後の発展について

国立大学法人等に対する会計監査人の監査に関する理論及び実務は、国立大学法人等の制度及び組織の運営状況を踏まえながら対応をしていくことが求められるものであり、改訂後の国立大学法人の監査基準の内容についても、実務の進展に応じて適宜対応するとともに、より一層の充実が図られるべきものであると認識する。

今後とも、国立大学法人等に対する会計監査人の監査に係る検討が、その具体的な指針等も含め、日本公認会計士協会及び関係機関とが十分な協議の上、適切・かつ継続して行われることが必要と考える。

4 実施時期

改訂後の国立大学法人の監査基準は、平成27年4月1日から適用する。